

奈良県告示第三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和二年十二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡野迫川村大字北股四二八の九七
- 二 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字北股四二八の九七（次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県水循環・森林・景観環境部森林整備課及び野迫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）